

「台風に備えて①」台風時には、風で色々なものが飛んできたり、倒れたりして、事故がおこりやすくなります。

国民健康保険のパンフレット案内します!!

〜被保険者証の更新時期に多いご質問について、

かみさんと一緒に答えします〜

質問① 被保険者証が平成30年7月31日
で切れてしまうのですが・・・

8月にも病院にかかりたい人もいるのにと
うしよう・・・

国民健康保険被保険者証は1年に1回更新
をするんだ。新しい被保険者証は、7月下旬に
郵送するから、8月1日以降は新しい被保険者
証を使ってもらうことになるよ。有効期限が過
ぎた古い被保険者証は必ず自分で破棄するか、
役場保険課まで返却するようにしてくださいね。

質問② 被保険者証に(短)という文字が
あります。有効期限も短いのですが・・・

国民健康保険税に滞納があると、通常より
も有効期限の短い「短期被保険者証」に切り替わ
ることがあるんだ。納付がさらに滞ってしまっ
と、「資格証明書」が交付されて、医療費の全額
を一時的に自己負担してもらうことになってし
まうんだよ。

事情によつてはどつしても納付が難しいと
いう人もいると思うな。

そんなときには、納付方法などの相談も受
け付けているよ。困ったときは早めに来て、お
話をさせてもらいたいと思うているよ。

質問③ ハガキサイズ(水色)の「高齢受
給者証」が送られてこないのですが・・・

70歳〜75歳未満の方にお送りしていた「高
齢受給者証」は、今回の年次更新から被保険者
証と一体になるんだ。8月1日以降、ハガキサ
イズ(水色)の「高齢受給者証」の発行は無くな
るよ。

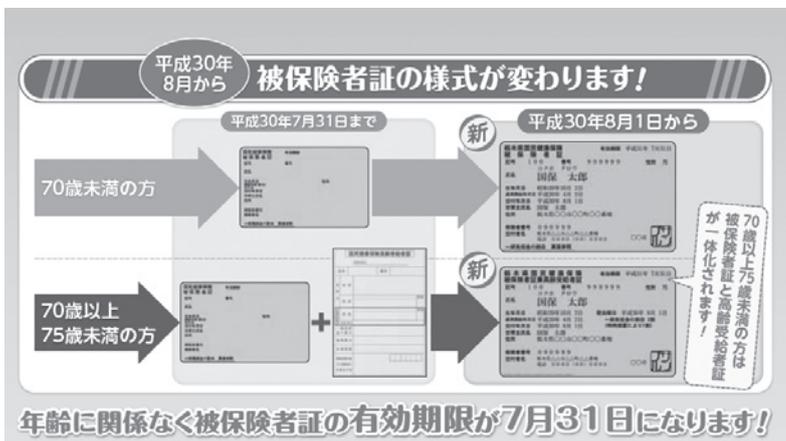
届かないわけじゃないんだ。8月からは被
保険者証1枚で病院にかかれるんだね。

質問④ 国民健康保険の限度額適用・標
準負担額減額認定証が平成30年7月31日
で切れてしまうのですが・・・

入院の窓口負担額が月単位で一定の限度額
にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の
食事代や生活療養費が減額される標準負担額減
額認定証(住民税非課税世帯のみ)は、7月末で
有効期限が切れてしまうんだ。引き続き認定証
が必要な方は、8月以降に保険課窓口にて申請
をしてもらう必要があるんだよ。

被保険者証と違って、申請が必要というこ
とにご注意だね。

※なお、8月から自己負担限度額が変更
となります。詳細については、被保険者
証を送付する際に同封するパンフレット
をご確認ください。



今回お送りする被保険者証の有効期限は
「平成31年7月31日」となっていますが途
中で元号が変更となった場合にも、継続
して利用することができます。

▼問い合わせ先 保険課 国保年金係

☎ 9134

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、本年7月31日までです。

8月から使用する保険証は、茶色の封筒に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口にて提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降に上三川町保険課まで返却していただきますようお願いいたします。

限度額適用 標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は、診療を受ける際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関等に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額になります。なお、過去に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがあり、平成30年度の負担区分が低所得区分に該当する方については、7月下旬に送付する保険証に同封します。

▼問い合わせ先＝保険課 国保年金係

☎09134

国民年金「保険料免除制度」を ご利用ください

前年の所得が一定以下の場合、申請手続きによって承認されると、国民年金保険料の全額又は一部が免除されます。それぞれの免除には所得制限があり、基準は世帯の構成人数等状況により異なります。

国民年金保険料の一部を免除する一部納付制度の適用を受けても、納付すべき一部保険料を納付されない場合、免除の期間とはならず未納期間となります。未納期間があると障がいや死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取る事ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

▼受付＝7月2日(月)～

▼免除承認期間＝平成30年7月～平成31年6月分

▼必要なもの＝

- ・印かん
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・代理申請の場合は代理の方の運転免許証など
- ・離職による免除を希望の場合は離職票又は雇用保険受給資格者証

▼問い合わせ先＝

保険課 国保年金係

☎09134

宇都宮西年金事務所

☎028(622)4281

介護保険利用者の 自己負担割合の見直しについて

介護保険制度の見直しに伴い、平成30年8月から一定以上の所得がある介護保険サービス受給者については利用者負担が3割になります。対象となる方は本人の合計所得金額が220万円以上の方です。ただし、世帯内の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額合計が単身で340万円未満、二人以上で463万円未満の場合は2割負担となります。また、世帯内の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額合計が単身で280万円未満、二人以上で346万円未満の場合は1割負担となります。

要介護認定等を受けた方に利用者負担割合(1割、2割、3割のいずれかが記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。ので、介護サービス等を利用する際は、被保険者証と一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

▼問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係

☎09102

【台風に備えて】②事故を未然に防ぐために、気象情報に十分注意して、早めの備えを心がけましょう。

～エコベアーの安心一貫施工～

丸宇興業株式会社



上三川町上郷1927
栃木県知事許可(般-27)
第23313号

ECOベアー事業部 いろよくまんてん

☎0120164910点

NISSAN INTELLIGENT MOBILITY

日産リーフ

NISSAN 栃木日産上三川店 ☎0285-56-7723